

ハ、非支店氏ヲ請會館ニ十四日ノ期滿後、其ノ請出シテ、
十四日ノ期滿後、其ノ請出シテ、
モ、其ノ請出シテ、
ト、(一) 概由書ヲ請出シ、
津田春太(大國對峙)

◎ 副知事ニ請出シ、
◎ 平田三知事ニ請出シ、

ハ、其ノ請出シ、
ハ、其ノ請出シ、
ハ、其ノ請出シ、
ハ、其ノ請出シ、

財團法人協調會大阪支所

ガ爲メニ起ツタモノデアアル、該爭議ノ結果十四日ノ雇傭契約ハ廢止サレタソレガ爲メニ附近ノ會社モソシテ契約ヲヤメニシタ所モアル、我々ハ此際カ、ル臨時職工制度ヲ廢止セナケレバナラヌ、其實行方法トシテハ、機會アル毎ニ積極的ニ運動スル事ニ機會アル毎ニ一般ニ對シ宣傳ニ勉ムル事ニ大會ノ名ニ於テ各組合員並ニ支部員所屬ノ工場主ニ對シ各聲明書ヲ發スル事、四政治部ヲシテ民法上ノ雇傭契約ノ改正ヲ期セシメル事、デアル各地方デモコノ件ニ對シテ積極的運動ニヨツテ不合理極マル該制度ヲ排除セナケレバナラヌ、

吉田(電線工)ハ臨時職工ニ就イテ質問スレバ野田ハ臨時ニスベキモノデナイモノヲ臨時ニスルガ爲メニ臨時職工制度ハ惡イト云フノデアアルト答ヘタ。

◎ 該件ハ滿場一致ニテ可決シタ
◎ 議長ハ會旗及ビ徽章統一ノ件